

# 留学生就職促進教育プログラム認定制度

## 背景

日本経済全体の活性化のため、幅広い産業で需要が高まる高度外国人材の獲得・定着が求められており、外国人材の活用は政府方針の柱の一つとなっている。  
⇒外国人留学生の日本国内での就職率を3割から5割に向上させることを目指す  
(日本再興戦略改訂2016〔平成28年6月2日閣議決定〕)

## 課題

- ① 日本の採用慣行や日本企業等での働き方の理解
- ② ビジネスの世界で求められる日本語能力
- ③ 外国人留学生採用枠の拡大
- ④ 外国人留学生向け就職情報の充実
- ⑤ 外国人留学生用インターンシップの充実 など

## 事業概要

外国人留学生に対する「日本語教育」、「キャリア教育（日本企業論等）」、「インターンシップ」を一体として提供する質の高い教育プログラム（留学生就職促進教育プログラム）を文部科学省が認定。当該プログラム修了者が就職活動において各大学が発行する修了証明書を提示することにより、外国人留学生の国内企業等への就職を一層促進する。

## 日本語教育

- 取組に参画する各業界の需要や履修者の専攻分野、想定するキャリアパス等を踏まえ、**履修者が在学中に身に付けるべきビジネスコミュニケーション能力や日本語の能力水準を明確に設定し、対外的に明示できるようにすること。**

## キャリア教育（日本企業論等）

- 一般的な企業文化の講習にとどまらず、**より実践的なキャリア教育を施す**ことにより、学生のキャリアプランをしっかりとイメージさせる取組であること。
- 主として企業人による、日本企業・組織での働き方・キャリアパスの講習、日本企業・組織で働くことの意義に関する講義等を行っていること。加えて、想定するキャリアパス等を踏まえ、業界研究等の就職活動の支援を行っていること。

## インターンシップ

- 国内企業等における**2週間程度以上のインターンシップを実施**していること。短期のインターンシップを複数回に分散して実施する場合は、国内企業等でのインターンシップ経験日数の合計が2週間程度以上となるものであること。
- **事前・事後指導を含めて1か月程度の期間が確保**されていること。

## インセンティブと目標とする成果

- 外国人留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）の優先配分の対象となる。
- 認定により、企業等における信用度向上、採用における留学生能力の把握を容易にすることができる。

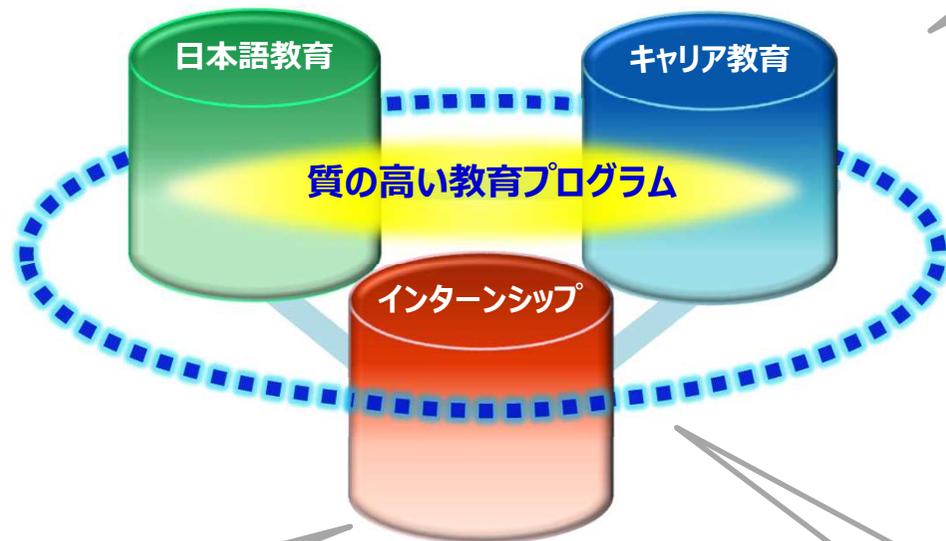
- 履修者のうち、修了者の割合が8割を超えること。（就職活動を開始する前までに、教育プログラムを修了させ、修了証明書を交付。）
- 卒業・修了者のうち、我が国で就職を希望する者が、当該年度末までに国内企業等の就職・内定を得た割合が5割を超えること。

# 留学生就職促進教育プログラム認定制度

外国人留学生に対する「日本語教育」、「キャリア教育（日本企業論等）」、「インターンシップ」を一体として提供する質の高い教育プログラム（留学生就職促進教育プログラム）を文部科学省が認定。関係省庁との連携により、産業界における本制度の認知度を高め、修了証明書を持つ外国人留学生の国内企業等への就職を一層促進する。

- 各業界の需要や履修者の専攻分野、想定するキャリアパス等を踏まえ、**履修者が在学中に身に付けるべきビジネスコミュニケーション能力や日本語の能力水準を明確に設定し、対外的に明示できるようにすること。**

- 企業と外国人留学生の間に生じるミスマッチを防ぐため、一般的な企業文化の講習にとどまらず、より実践的なキャリア教育を施し、学生のキャリアプランをしっかりとイメージさせる取組**であること。
- 主として企業人による、**日本企業・組織での働き方・キャリアパスの講習、日本企業・組織で働くことの意義に関する講義等**を行っていること。
- 想定するキャリアパス等を踏まえ、**業界研究等の就職活動の支援**を行っていること。



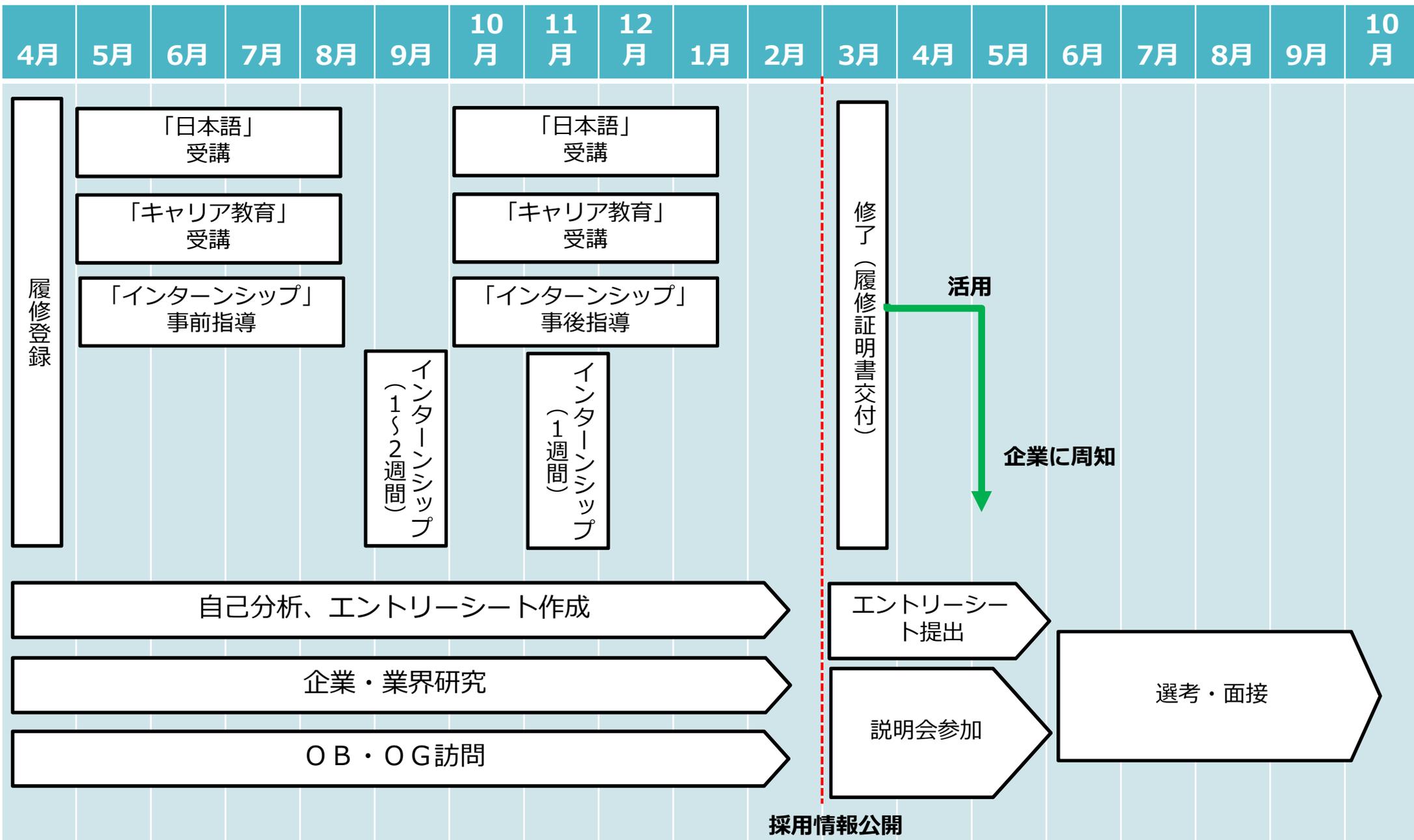
- 外国人留学生が在籍する国公立大学、短期大学（大学等と企業等により構成されるコンソーシアムも可）。
- 就職活動を開始する前までに、教育プログラムを修了させ、修了証明書を交付。**
- 履修期間は概ね1～2年程度を想定。

- インターンシップを通じて、**日本企業・組織における働き方や慣行等を経験。**
- 国内企業等における**2週間程度以上のインターンシップを実施。**（短期のインターンシップを複数回に分散して実施する場合は、国内企業等でのインターンシップ経験日数の合計が2週間程度以上）。
- 事前・事後指導を含めて1か月程度の期間が確保**されていること。
- インターンシップの実施に当たって、**事前に受入れ企業等の協力が得られ、実施の意義や目的等が共有**されているとともに、**履修者数に対して必要な受入れ先を確保。**

有識者の審査を経て、  
文部科学省が認定



# 留学生就職促進教育プログラムの履修イメージ



# 文部科学省における外国人留学生の就職支援の方向性について

## 日本再興戦略改訂2016（平成28年6月2日閣議決定）

Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等

2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等 2-3. 多様な働き手の参画（2）新たに講ずべき具体的施策

iv) 外国人材の活用 ②外国人留学生、海外学生の本邦企業への就職支援強化

**外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指し**、留学生に対する日本語教育、中長期インターンシップ、キャリア教育などを含めた特別プログラムを各大学が設置するための推進方策を速やかに策定し、また、企業との連携実績、インターンシップの実施計画等の観点に基づいた適切な認定等を受けた特別プログラムを修了した者については、プログラム所管省庁の適切な関与の下で、在留資格変更手続きの際に必要な提出書類の簡素化、申請に係る審査の迅速化等の優遇措置を講じた上、来年度より、各大学が同プログラムを策定することを支援する。

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）について

（令和3年6月15日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）

3 ライフステージ・生活シーンに応じた支援

(4) 留学生の就職等の支援 【具体的施策】

- **大学が企業等との連携により、留学生が我が国での就職に必要なスキルを在学中から身に付ける教育プログラムを策定し、これを文部科学省が認定する仕組み（留学生就職促進教育プログラム認定制度）を開始する。その際、在学中のみならず、企業への内定後や大学卒業後をフォローアップする教育プログラムについても認定**することとし、留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。**認定大学には、留学生の就職率についての達成目標の設定を求める一方で、奨学金の優先配分等の支援を行う。**スーパーグローバル大学創成支援事業の採択大学についても、同プログラムに原則として参加することとする。〔文部科学省〕《施策番号78》

## 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日 閣議決定）

4. 「人」への投資の強化

(4) 女性・外国人・中途採用者の登用などの多様性の推進

ii) 高度外国人材の受入促進

（留学生等の国内就職促進及び就職後の活躍促進のための政府横断的な取組）

- ・外国人留学生関連施策については、新型コロナウイルス感染拡大による影響及び技術流出防止対策とのバランスにも留意しつつ、受入れの質の一層の向上を図るため、**留学生就職促進教育プログラム認定制度に基づき、2021年秋頃までに認定を開始し、2026年度末を目途に50以上の教育拠点での認定を目指す。**